

## 留 意 事 項

そのほかに使用できる物品

場 所	物 品
各階給湯室	ポット、湯呑茶碗、急須、お盆
各階廊下	案内板(大研修室用の横看板と玄関用の縦看板もあります。)

※全てセルフサービスになっていますので、移動・後片付けは使用団体が行ってください。

また、茶葉は、使用団体が持参してください。

※コピーサービスは1階インフォメーションプラザにあります。

※使用機器の後片付けや返却は職員の指示に従って使用団体が行ってください。

※マイク・ビデオ等の機器は、職員の指示に従って使用してください。

※ビデオテレビセットは、2台を超えて同一日に使用することはできません。

### ☆ 使用案内

◆休所日:毎月第4月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

◆使用時間:午前9時～午後9時まで

◆使用手続

- 1 使用する7日前までに使用申込書を提出してください。
- 2 使用料は施設を使用する前までに納入してください。
- 3 使用する際、使用承認書を提示してください。

◆使用の制限

- 1 社会教育及び県民の学習活動以外での使用と認められるとき。
- 2 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 3 センターの施設、設備等の毀損、汚損、騒音、多大な電力使用等のおそれがあると認められるとき。
- 4 その他、センターの運営管理上、支障があると認められるとき。

◆使用上の留意事項

- 1 納入した使用料は、原則として返金致しません。
- 2 使用時間には、会場整備や後始末等に要する時間を含みます。
- 3 使用承認を受けた施設、設備、器具以外の立ち入りや使用はできません。
- 4 使用が終了したら使用場所を原状に戻して、職員の確認を受けてください。
- 5 使用中に生じたごみ(弁当のカラ、空き缶等)は、お持ち帰りください。
- 6 施設内では物品の販売はできません。
- 7 飲食・喫煙は、決められた場所以外ではできません。(建物内は禁煙です。)
- 8 施設内での飲酒はできません。
- 9 使用条件に違反した場合、又は偽り等の手段で使用承認を受けた場合は、承認を取り消します。

### ☆ 使用料(1時間単位)

受講料等を徴収する場合は、割増料金が適用されます。

※大研修室は、受講料等の徴収金額に応じて4段階の割増料金が適用されます。

室名(定員)	基本料金	割増料金	室名(定員)	基本料金	割増料金
大研修室 (312人)	3,400円	4,420円	第7研修室 (16人)	220円	440円
		5,100円	第8研修室 (18人)	580円	1,160円
		6,120円	第9研修室 (20人)	580円	1,160円
		6,800円	第10研修室 (20人)	580円	1,160円
第1研修室 (120人)	1,200円	2,400円	第1多目的研修室 (203㎡)	1,500円	3,000円
第2研修室 (18人)	340円	680円	第2多目的研修室 (20人)	580円	1,160円
第3研修室 (26人)	340円	680円	和 室 (80人)	810円	1,620円
第4研修室 (12人)	220円	440円	第1工作室 (16人)	450円	900円
第5研修室 (48人)	580円	1,160円	第2工作室 (16人)	810円	1,620円
第6研修室 (36人)	580円	1,160円	調理実習室 (16人)	580円	1,160円

☆ 使用料の免除 下表により使用料の全部又は一部を免除します。

全額免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合。</li> <li>2 幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校が教育活動のために使用する場合。</li> </ol>
半額免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合。</li> <li>2 大学、専修学校又は各種学校が、教育活動のために使用する場合。</li> <li>3 市町村が、社会教育事業のために使用する場合。</li> </ol>